

旅館業（民泊事業を含む）を営業するみなさまへ

ホテル・旅館、簡易宿所、「特区民泊」「新法民泊」を営業する場合は
届出書の提出をお願いします

旅館業の営業を開始される場合は、下水道法に基づく公共下水道使用開始届など、排水に関する届出が必要となる場合があります。

旅館業（民泊事業を含む）を営むことをお考えの方は、下記事務所までご相談ください。

いわゆる「新法民泊」※1「特区民泊」※2を行う家屋内の「台所」や「浴室」などは、下水道法及び水質汚濁防止法上の「特定施設」（ちゅう房施設、洗濯施設、入浴施設）に該当する場合があります。

※1 新法民泊：住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業

※2 特区民泊：国家戦略地域特別法に基づく国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する宿泊施設

- 一部区域においては、公共下水道使用開始届のほかにも、下水道法や水質汚濁防止法などに基づく届出が必要な場合があります。
- 下水道整備区域外においては、水質汚濁防止法などに基づく届出が必要な場合があります。

【提出先・お問い合わせ先】

旅館業の所在地	お問い合わせ先
下水道整備区域内 (大阪市内のほぼ全域は 下水道整備区域です)	下水道部施設管理課水質管理担当〔下水放流関係〕 〒536-0024 大阪市城東区中浜1丁目17番10号 東部方面管理事務所6階 TEL：6967-0981 FAX：6967-0982
下水道整備区域以外	下水道部施設管理課水質管理担当〔河川放流関係〕 〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル1TM棟6階 TEL：6615-7525 FAX：6615-6583



*届出用紙・届出の手引きは、建設局の

ホームページよりダウンロードできます→

大阪市 排水規制

検索

大阪建設局

